

都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドライン

本ガイドラインのうち、都市計画基礎調査情報の個人情報の考え方や取扱いについては、令和 3 年 5 月 19 日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）における個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の改正を踏まえ、国土交通省都市局より地方公共団体あて発出した、「都市計画基礎調査のオープンデータ化に向けた土地利用現況及び建物利用現況の取り扱いについて」（令和 5 年 3 月 1 日、国都計第 184 号・国都政第 212 号）により国として統一的な運用を整理したので、当該令和 5 年 3 月 1 日付通知を参照願います。

なお、本ガイドライン及び「利用・提供の観点を踏まえた都市計画基礎調査実施要領及び都市計画基礎調査情報の利用・提供ガイドラインに係る技術資料」については、当該令和 5 年 3 月 1 日付通知を踏まえ、所要の見直しを進めています。

平成 31 年 3 月

国土交通省都市局

目次

I 背景・目的

1. ガイドラインの背景

- (1) 社会経済環境の変化に伴う都市計画上の課題・対応 1
- (2) 官民データ活用の推進 1
- (3) 個人情報の取扱い 2
- (4) 都市計画基礎調査情報の利活用にあたっての主な課題 3

2. ガイドラインの目的

- (1) ガイドラインの対象者 3
- (2) ガイドラインの位置付け 3
- (3) ガイドラインの基本的な考え方 4

II 都市計画基礎調査情報の利用・提供の進め方

1. 都市計画基礎調査情報について

- (1) 情報の内容、取得方法 5

2. 個人情報保護等の観点からの留意事項

- (1) 個人情報保護に関する基本的な考え方 6
- (2) 法令に規定する個人情報に該当する情報の範囲 6
- (3) 利用目的および利用主体に応じた情報の利用・提供の一般的な整理
 - ① 全体概観 6
 - ② 利用目的および利用主体の類型 8

3. 情報を利用・提供する方法

- (1) 法令等上の問題のない情報の利用・提供方法 8
- (2) 個人情報に該当する可能性のある情報の利用・提供方法 8
- (3) 地区にまとめる集計処理等の方法 10

4. 情報をより利用しやすくするための方策

- (1) 基本的な考え方 11
- (2) GIS等コンピュータで加工可能な形式での提供 11
- (3) オープンデータ化 11
- (4) 調査項目の共通化 11
- (5) データのフォーマット、コーディングの共通化・互換性確保 12
- (6) データの作成方法・作成基準日の明確化 12
- (7) G空間情報センターとの連携 12

5. その他留意事項

- (1) 二次利用の条件等の整理 13
 - ① 著作権、所有権、利用権
 - ② 出典の記載
 - ③ 免責等利用条件

(2) 情報の正確性の確保	13
(3) セキュリティー対策	14
6. オープン化の取組の評価	14
7. 関係部局との連携・調整	14

I 背景・目的

1. ガイドラインの背景

(1) 社会経済環境の変化に伴う都市計画上の課題・対応

人口減少・超高齢社会が本格的に到来し、地方都市を中心とした人口密度の低下に伴う都市機能や公共交通サービス機能の低下、地域経済の衰退、地方財政状況の深刻化等が懸念されており、諸課題に対応するためコンパクトシティの実現（コンパクトなまちづくりへの転換）が求められている(*1)。都市計画は長期的な見通しに基づくものであり、住民との間で都市の将来像を共有、そのプロセスにおいてアカウンタビリティの確保が重要であるが、このような環境変化に適応した持続可能な都市マネジメントを実現するためには、地域住民の理解を得ながら施策を推進することが不可欠であり、地方公共団体自らが都市の実状・課題を多面的・多角的に分析し、目指すべき都市像を明確化、その取組を適切に評価していくことが一層重要となっている。

近年、ICT (Information and Communication Technology) はより進化しており、インターネット利用の増大と IoT (Internet of Things) の普及により、様々な人・モノ・組織がネットワークにつながることに伴い、大量のデジタルデータの生成、収集、蓄積が進みつつあるとされ、さらに、データを集めること自体には必ずしも価値は無く、そこから取り出される様々な意味や知見にこそ価値があり、データの量だけではなく、その種類・質が重要とされている(*2)。

こうした状況において前述の取組を進めるには、これまで以上に客観的で定量的なデータ分析に基づく説得力のある説明が必要であり(*3)、分析等の基礎となる情報の利用・提供の推進が重要である。

(2) 官民データ活用の推進

平成 28 年 12 月、「官民データ活用推進基本法」(*4)が公布・施行されている。本法は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様かつ大量の情報を適切かつ効果的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展への対応等の我が国が直面する課題の解決に資する環境をより一層整備することが重要であることから、官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民が安全で安心して暮らせる社会及び快適な生活環境の実現に寄与することを目的として、基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにし、並びに官民データ活用推進基本計画の策定その他施策の基本となる事項を定め、官民データ活用推進戦略会議を設置するとともに、その具現化のため、国や地方公共団体に対しオープンデータの推進を義務づけている(*5)。基本理念においては、個人及び法人の権利利益を保護しつつ情報の円滑な流通の確保を図るものとしつつ、基本的施策として、国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定している。

また、同年 5 月の「オープンデータ 2.0」(*6)において、これまでの公共データの公開にとどまらず、民間と協働して利活用を推進する政策に重点が移行し、さらに、オープンデータの取組の推進に関しては、平成 27 年 6 月の「新たなオープンデータの展開に向けて」(*7)や、平成 29 年 5 月の「オープンデータ基本指針」(*8)において、新たなサービスや事業の開発をはじめ、地域住民、コミュニティ、地方公共団体等の課題の発見（見える化）・解決、さらには超高齢社会の到来に備えた我が国全体の課題の発見（見える化）・解決等につながる「課題解決型のオープンデータの推進」(*9)やオープン

データ・バイ・デザイン(*10)の考えに基づき、国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むべきことが位置づけられている。

これらの取組により、経済再生・財政健全化、地域の活性化、国民生活の安全・安心の確保等の諸課題を国民参加・官民協働のもと解決していくことが期待されている。

改訂作業中

改訂作業中

*1)平成 26 年 8 月の「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 21 日法律第 39 号）、同年 11 月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」（平成 26 年 5 月 21 日法律第 41 号）の施行により、それぞれ立地適正化計画制度、公共交通網形成計画制度及び地域公共交通再編実施計画制度が創設され、コンパクトなまちづくりとそれを支える地域にとって最適な公共交通ネットワークの形成を目指す仕組みが整備されている。

*2)「平成 30 年版 情報通信白書」本編 第 1 部、はじめに、2、(1)を参照。

*3)政府は、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成 29 年 5 月 19 日統計改革推進会議決定）において、「我が国の経済社会構造が急速に変化する中、限られた資源を有効に活用し、国民により信頼される行政を展開するためには、政策部門が統計等を積極的に利用して、EBPM（Evidence Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）を推進する必要」があるとし、さらに「EBPM の基盤をなすのが、統計等データをはじめとする各種データなどの客観的な証拠であり、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクル（EBPM サイクル）を構築することが必要である」としている。

*4)官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）。なお、「官民データ」の定義については法第 2 条第 1 項を参照。

*5)官民データ活用推進基本法は、政府に「官民データ活用推進基本計画」（第 8 条第 1 項）を、都道府県に「都道府県官民データ活用推進計画」（第 9 条第 1 項）の策定をそれぞれ義務づけ、市町村には努力義務として「市町村官民データ活用推進計画」（第 9 条第 3 項）の策定を課しており、本法に基づき政府においては、平成 29 年 5 月に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を、翌 30 年 6 月に、当計画の変更により「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」を閣議決定している。なお、両計画には、地方公共団体が保有する都市計画に関するデータの利用環境の充実についても位置づけられている。

*6)【オープンデータ 2.0】官民一体となったデータ流通の促進～課題解決のためのオープンデータの「実現」～（平成 28 年 5 月 20 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

*7)新たなオープンデータの展開に向けて（平成 27 年 6 月 30 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

*8)オープンデータ基本指針（平成 29 年 5 月 30 日 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）

*9)「新たなオープンデータの展開に向けて」において、「我が国のオープンデータの黎明期とも言える、これまでの公開面を中心とした対応から、今後はニーズオリエンテッドな「課題解決方のオープンデータの推進」に発想を転換していくことが重要」とされている。

*10)オープンデータ・バイ・デザインとは、オープンデータ基本指針によれば、「公共データについて、オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うことである」とされている。

改訂作業中

2. ガイドラインの目的

(1) ガイドラインの対象者

本ガイドラインが対象とするのは、都道府県等地方公共団体の都市計画担当者である。i) 都市計画基礎調査の実施主体であり、また、ii) 各都市の横並び比較（都市間比較）に資するデータの共通化は都道府県単位での対応が効率的であるため、まず、都道府県の都市計画担当者が取組の主体となるが、加えて、データを保有する市町村の都市計画担当者にとっても取組の参考となるものである。

さらに、本ガイドラインを公開することにより、データを利用したいと考えるさまざまな主体も参照できるものである。

改訂作業中

改訂作業中

II 都市計画基礎調査情報の利用・提供の進め方

1. 都市計画基礎調査情報について

(1) 情報の内容、取得方法

都市計画基礎調査は、都市計画法第6条に基づき、都道府県が、必要に応じ関係市町村の協力を求めながら、実施するものとされている。その内容は、都市計画法及び政省令で規定されているほか、実施方法等について、技術的助言である実施要領において示されている。実際の調査においては、都道府県自らが調査している場合、市町村に委託する場合があるほか、現地調査、基幹統計等オープンデータの活用、固定資産課税台帳データや建築確認申請データなど行政内部のデータの活用など、原データの取得方法及び都市計画基礎調査情報の内容は様々である。

なお、情報取得にあたって、「秘密」に当たる情報については、原データ保有部局の担当職員に地方公務員法(*1)や地方税法(*2)等により守秘義務が課せられていることに留意が必要である。一方、不動産登記簿情報等、一般に公開されている情報は秘密に当たらないことから、守秘義務に抵触することなく、利用することが可能であるとされている(*3)。ただし、固定資産税課税情報と不動産登記簿情報が不一致の物件が存在しうることには留意が必要である。

【図2】



<出典：「都市計画基礎調査実施要領」より抜粋>

*1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条第1項参照。

*2) 地方税法(昭和25年法律第226号)第22条参照。

*3) 「地方税に関する事務に従事する職員の守秘義務について」(昭和49年11月19日 自治省税務局長通知)

改訂作業中

改訂作業中

改訂作業中

3. 情報を利用・提供する方法

改訂作業中

改訂作業中

(3) 地区にまとめる集計処理等の方法

改訂作業中

具体的な集計方法については、都市計画目的での利用を前提としつつ、以下の視点を踏まえて共通的な集計単位・手法を実施要領において示している。

(視点1) 個人が特定できない集計単位

(視点2) 他の統計や普及している分析手法との連携の容易性

(視点3) 原データからの集計の容易性

集計方法ごとにメリット・デメリットはあるものの、① 行政単位区を基本として多くの都市計画・まちづくり検討、関連分析・評価が行われている、② 行政境界データからメッシュデータへの変換の容易性(処理・加工が比較的容易)、③ 国勢調査や他の基幹統計との相互利用などを考慮した場合、土地利用現況及び建物利用現況の情報について「小地域(町丁・字等別)」を集計単位としてデータ整備及びオープンデータ化を優先的に進めることが最も合理的であり望ましい。なお、GIS環境が整っている場合は、メッシュ単位での集計も容易であるため、小地域単位の集計に加えて、メッシュ単位での集計結果を提供することも可能である。

また、従来より一般的に集計されてきた行政区域(市町村)、都市計画区域内外、市街化区域及び市街化調整区域に加え、立地適正化計画を策定済みの場合には居住誘導区域、都市機能誘導区域の各区域を単位とした集計結果を提供することが望ましい。

改訂作業中

(具体的な集計方法については別途示す[技術資料]を参照)

改訂作業中

改訂作業中

改訂作業中

改訂作業中

改訂作業中

以上